

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

前回は、不当要求行為に対する基本的留意事項である「(1)組織的対応方法 コの警察及び暴追センター、弁護士との連携と早期の相談」「(2)不当要求防止責任者としての役割 アの基本方針の厳守」を解説しましたが、今回は次項目の「イ 明確な意志表示」から解説します。※最新の警察庁統計～令和5年末の全国の暴力団構成員等の数は、構成員が1万400人、準構成員が1万人、合計2万400人です(前年比2千人)。※不当要求に備えていますか。事前の備えこそ最大の防御です。今年度も5月から不当要求防止責任者講習が始まります。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### ◎ 不当要求行為に対する基本的留意事項

#### イ 明確な意志表示と早期の相談

不当な要求に対し、事業者(事業所)の方針を明示しないと

「これは脈があるな」「隙がある」

などと思込まれ、執拗に食い下がられる(狙われる)こととなります。

事業者(事業所)の方針の下、「できる」「できない」を明確に、堂々と意志表示することが重要です。

#### ウ 情報収集及び関係法令の研究

相手方がどこの誰であるか、何を目的としているのかも分からずに対策を講じようとしても的確な対策は立てられません。

不当要求防止責任者は、平素から暴力団等反社会的勢力の活動実態、不当要求の手口等について常に問題意識を持って情報収集するとともに、関係法令の研究を積み重ねる姿勢を持つことが必要です。

### ◎ 暴力団等反社会的勢力に対する対応要領

#### (1) 対応の基本的心構え

##### ア 毅然とした態度(恐れるな!)

暴力団等反社会的勢力に対応する上で最も重要なことは、毅然とした態度を堅持することです。

#### イ 信念と気迫

信念と対決する気迫を持って、折衝に当たることが大切です。

#### ウ 冷静な対応(挑発に乗るな! 挑発するな!)

暴力団等反社会的勢力は、相手方を挑発して失言を誘ったり、あるいは言葉尻を捉えて徹底的に糾弾したり、無理難題を押しつけてきたりします。挑発に乗らずに冷静に対応することが大切です。

また、暴力団等反社会勢力は、馬鹿にされたり、なめられたと感じたときには「メンツをつぶされた」などと思って直接的な暴力に及ぶ危険がありますので、挑発などは決してしないでください。

※組織犯罪掲示板～令和5年末までの最新統計によれば、暴力団構成員等は見出しで説明したとおり2万400人ですが、内検挙人員は9,610人で構成員等の半数近くが検挙されております。検挙人員中の7,773人が主要6団体(六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会)が占めています。また、主要6団体の検挙人員の内、半数以上の4,085人が六代目山口組の構成員等です。反社会的勢力が最も恐れるのは懲役等の刑罰、警察の取締りです。基本は早期相談です。